平成２７年（フ）第８９号
新潟県長岡市福住２丁目２番44―202号　ハイツ富士202号室
債務者　名古屋恵理子
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第５５０号
堺市堺区三宝町２丁150番地１　ブランズ堺七道203号
債務者　ネコーシア　レスティこと　ＮＥＣＯＳＩＡ　ＲＥＳＴＩＥ　ＭＡＲＡＶＩＬＬＡＳ
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２３４号
相模原市南区大野台３丁目30番16号
債務者　甲斐　清美
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４４６号
大阪府富田林市大字佐備1023番地
債務者　石田みどり
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５４６号
堺市東区日置荘田中町198番地１　ＪＩＮ107号、前住所堺市中区新家町493番地11
債務者　岡田　博也
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６９号
佐賀県鹿島市大字高津原3714番地４　向井アパート７号
債務者　野中　勝利
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第４３号
北海道岩見沢市３条西15丁目17番地
債務者　西川　道子
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第１４２号
茨城県筑西市細田359番地１
債務者　阿部　一彦
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１４８号
茨城県古河市谷貝726番地12
債務者　古谷　真一
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１５１号
茨城県結城市新福寺２丁目７番地２　フローレンス結城207、前住所千葉県松戸市千駄堀831番地の５　小枝パレス201号
債務者　和田健一郎
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１５５号
茨城県古河市北町５番２―303号、前住所長崎県松浦市星鹿町下田免172番地４
債務者　濱本　守章
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１５８号
茨城県筑西市玉戸1361番地59
債務者　飯田　浩美
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１５９号
茨城県下妻市砂沼新田18番地２　シェルガーデンＢ棟102号室
債務者　片野　　博
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１６０号
茨城県古河市諸川2042番地１　アヴァタージ105号室
債務者　野口よし子
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１６３号
茨城県筑西市女方240　紫水寮Ｅ棟108号、住民票上の住所茨城県ひたちなか市大字足崎1292番地の43
債務者　鈴木　大輔
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１６６号
茨城県古河市下辺見1188番地12
債務者　田野倉好枝
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部